

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

平成十六年埼玉県告示第六百八十七号（埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく塗料又はインキの加熱残分質量の測定方法）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一中「日本工業規格」を「日本規格」に改める。